

明治期教科書編纂者杉山文悟と

『台湾教科用書国民読本』の仮名遣いについて

酒井 恵美子
中 田 敏 夫

はじめに

『台湾教科用書国民読本』¹⁾(以下、『国民読本』)の編纂者の一人である杉山文悟については、既に酒井(一九九八)、同(二〇一八 a)、同(二〇一八 b)に詳述している。これらでは、『台湾総督府文書』、『台湾総督府事務成績提要』、『台湾教育会雑誌』などの資料をもとに、²⁾杉山が大矢透とともに「民政部編書事務囑託」として『国民読本』の執筆編纂業務に携わったことを明らかにするとともに、杉山の内地での職歴・業績を調査・分析し、彼が新領地台湾の教育を進めるにあたり、台湾の子どもたち向けの国語教科書を編纂する上で相応の力量と見識を持った人材であったことを明らかにしている。

本稿では、『国民読本』が表音式仮名遣いという特徴的な仮名遣いで執筆されていることに着目し、杉山の渡台前の著述を具体的に検討することで、杉山が大矢とは違った役割からも編書事務囑託として召喚されたことを明らかにしたい。また、『国民読本』の表記法がどのような経緯で決定されていたかを解明するために、台湾国語教授研究会、公学校教科用図書審査会などの動きをあわせて検討することにする。

一 『台湾教科用書国民読本』編纂時の仮名遣いについて

一・一 台湾国語教授研究会の提案する仮名遣い

一八九八（明治三一）年七月に台湾公学校令が發布されるとともに、台湾総督府国語学校内には「我力国ノ言語文字ヲ調査シ及之ヲ本島人ニ教授スル方法ヲ研究スル」ことを目的とした「国語教授研究会」が組織され、同年九月一八日に第一回が開かれた。ここでは音韻・単語・文章・文字読方・国語ノ範圍など、国語教授に関する諸種の疑問を「討議審議」し、その成果として「国語教授研究会決議要項」として国語教授の指針を明らかにしていた⁽³⁾。

本会は国語学校、附属学校の教員が主だったメンバーだったが、杉山文悟も大矢透とともに一八九九年四月二二日開催第一回国語教授研究会から参加している。彼らのうち、後述する「公学校教科用図書審査会」の審査委員ともなった国語学校教授小川尚義・同橋本武・台北師範学校教授鈴江団吉・国語学校第一附属学校教諭前田孟雄・同鈴木金次郎などは同時に本会の主要メンバーであった。したがって、本会が台湾における国語教授の方向性、教科書編纂のあり方といった、総督府の国語政策の実質的なリードをしていたものと考えられる。

国語研究会内の議論は国内でさえ標準的な文法・表記等の指針が確立していない時代であったこともあり、「議

論百出ノ上ニ竟ニ決スルトコロアリシモ他日ヲ待チテ發表スル⁽⁴⁾ という慎重な対応を取りながら、一八九九年二月「已ニ屬スル疑問ノ一部分ヲ一括」して「決議要項」として示された⁽⁵⁾。この中から、ここでは長音を取り上げる。二十一、長音韻ノ記載方ハ、イカニスヘキカ、且長音韻ナラサルモ、コレニ類スルモ亦然リ。

決議

長音韻、及長音韻ノ如ク発音スルモノ、及字音ノ記載方ハ、スベテウ字ヲ以テ、アラハスコト。

例

アウ(逢) ヲアウイウ(言) ヲ、イウアウ(桜) ヲオウワウ(王) ヲオウヲウ(翁) ヲオウノ如シ。

国語教授研究会の詳細な記録は国語学校校友会誌に掲載されており、吉野(一九二七)に詳しい。符号(いわゆる棒引き)を用いる考え方(「扇」オーギ)、前母音と同じ母音を添える考え方(オオギ)などの意見があったが、次のように決したとする

長音韻ト字音トヲ問ハズ総ベテ符号「ー」ヲ以テピ、ザ(音響)オーギ(扇) ヌーヒ(夕日) ショー(松)

ドー(堂)トアラハスベシト主張スルモノモアリ、否総テ母韻ヲ以テピイ、ザア、オオギ、ユウヒ、シヨウ、ドオト、アラハスベシト論ズルモノアリシガ、結局小川尚義氏ノ説明ニヨリテ後者ヲヤヤ趣ヲカヘテ

三、ピイ、ザア、ユウヒ、シヨウノ場合ハ其ノママトシ、オオギ、オウギ、ドオハドウノ如ク「ウ」ヲ以テアラハスベシ。

ト決シタリ。即チ動詞ノは行ニ活用スル場合ノ「フ」ハ総ベテ「ウ」ニテアラハスナリ。又字音ノアウ(桜)アフ(押)オウ(応)ワウ(皇)ヲウ(翁)ノ如キモ総ベテオウト「ウ」ニテアラハスナリ。(二七二頁)

この決議録は、研究会会長であり台湾国語学校長であつた町田則文の手によつて『教育時論』五二八・五二九号

(一八九九年二月)で紹介されている。ここでは、研究会の決議をそのまま提示したものになっている。

一・二 小川尚義の提案する仮名遣い

小川尚義の仮名遣いに関する考え方は、一九〇〇年一月二日研究会例会での演説をまとめた「仮名遣ニ関スル調」(『台湾教育会雑誌』第一号 一九〇〇年五月)に明確に示されている。後に出版されることになる『国民読本 参照仮名遣法』(台湾総督府 一九〇二年三月)はこの論文を下敷きにしたものである。⁶⁾ここでは詳細を省くが、記音仮名説(表音主義)の立場から、談話語については、字音、国語に関わらずすべてを発音の通りに記すことにしている。小川の特徴は、具体的な表記のあり方を理論的に検討している点である。例えば、合拗音について、「クワ」も「カ」も広く本国に行われるものだが、東京語では「カ」が強大で、「カ」の使用は日本全体からみれば大なる勢力を有しており、台湾でこの発音を区別することは可能だが、その峻別を学ぶことの必要性は低い、と論じている。このように個々の事例につき検討を加え、表音式仮名遣い案を提案するのである。

さて、長音について、小川は次のように提案している。(1) 棒引き説、(2) ウ表記説のそれぞれの特質に触れた後次のように提案している。

(3) 長音ノ場合ハ、「ー」を用イスシテ其上ニ来ル音ノ韻に従テ記スル説ナリ、例令ハ上ニ「ア」列ノ音来ルトキハ、其長音ハ「ア」トシ、「イ」列ナラハ「イ」「オ」ノ場合は其ノママニ「オ」ヲ用イルコトトス。

その理由として、「三説ノ何レモ差シタル優劣ナシト雖トモ、就中是ノ説大ニ適當ト考フルカ故ニ、今ハ是ノ主義ニヨリ長音ヲ記スルコトニ定メント欲ス」としている。

さて、前述の通り、長音に付いての国語研究会の「決議」では、「小川尚義氏ノ説明ニヨリテ後者ヲヤヤ趣ヲカヘ

テ」、「母音うヲ以テ書き表ス」こととしていた。しかし、小川のこの考えは一九〇〇年一月二二日研究会例会での演説でのものであり、その一ヶ月前に決議録にあるような「趣」を変えることを小川が認めるとは想像しにくいところである。長音のほかにもこの決議録は表音主義が貫かれていない点が見られる。「わ行」について、発音はあ行と区別しないでよいが、表記については「仮字八行ノ方ハ、正シク書き分ケシムベシ」とする。つまり「あ・ゑ・を」を用いることとしている。また、いわゆる八行転呼音については、「スベテ発音通りニ、記載スベシ。但実行ハ当分ノ間見合スベシ」とする。決議録はすべての仮名遣いについて示されていないので断定できないが、歴史的仮名遣いを折衷した部分的表音主義とでもいうべき内容であり、小川の考えとは相容れないものだと考える。この点については改めて論じたい。

一・三 杉山文悟の提案した仮名文の書き方

杉山は民政部編書事務として一八九九(明治三二)年四月に台湾に着任しており、台湾国語教授研究会にはその四月から早速参加している。既に研究会では各委員が課題の分担調査を進めており、「決議」はその年の一二月に出された。着任から間がなくこの「決議」においては杉山の役割は大きなものではなかったものと推察される。しかし「仮名文ノ書キ方ニ就キテ」を一九〇〇年一月二二日研究会例会の演説で発表しており、その講演録が記念すべき『台湾教育会雑誌』第一号(一九〇〇年五月)に採録されているのを見ると、仮名文を含め表記に関する杉山の発言・考え方は研究会の中で一定の評価がされていたことが想像される。

さて、この論文は、「本島人ニ教ユル国文ノ初メワ仮名文ニヨルトセバ、(中略)最モ簡易才主トスルノ必要アリテ、殆ド仮名文ノ如クナルベケレバ、今後その書き方について研究を要すものであり、仮名文の書き方について

氣付いたものを述べるとしている。そして、「第一、音ノ書キ方、仮名文ノ第一二要スル文字ノコトニツキテワ、小川氏ノ詳説セラレシ、仮名遣ノ説アリ」とし、仮名遣いは小川の説によることを明言している。その上で、仮名文字で国語の音を写す上で多くは問題なく、拗音と音便、長音が「唯異リタルモノ」とし、一定の基準が必要であると述べている。長音について示せば、以下の通りである。

(甲) ガツコオ トオキヨオ

(乙) ガツコー トーキョー

ノ二法アリ。長音ノ性質ヨリ云ワバ、「**一**」才用イル方自然ナルガ如シト雖、コレワ、五十音字以外ノ符号ナレバ、兎角不満足才覚ユルモノアリ。尤モ略存ナドワ、五十音字以外ナレドモ、成ルベク此ノ如キ符号才用イザル才可ナリト思ワルルユエ、(甲)ノ法ニ拠ラントスルナリ。(以下略)

小川の説を踏襲するものだが、杉山の議論の範疇には「ウ」での表記は入っていないことがわかる。渡台後半年余り、杉山の表音式仮名遣いの立場を明確にした演説であった。

一・四 公学校教科用図書審査会での仮名遣いに関する意見

一九〇〇(明治三三)年公学校教科用図書審査規定が發布され「公学校教科用図書審査会」が立ち上がったが、実際には「公学校用教科書の適否を審査するためというよりも公学校用教科書の編纂という学務課の業務を完全に行うために」設けられたものである。審査委員には、国語教授研究会のメンバーが含まれ、実際の編纂に当たった大矢・杉山も「番外」としてその場に参加しており、「国民読本」は合議制のような形で最終稿を決定していったことがうかがえる。大矢・杉山は自身メンバーでもあった国語教授研究会の決議事項を踏まえた形で初稿を執筆し、

同じく研究会のメンバーでもある審査会委員の意見を聴取した上で再度大矢・杉山が訂正加筆をし、再稿本、定稿本を完成していくという形を取ったものと思われる。このようにしてできなかった『国民読本』は内容面はともかくとして、仮名遣いに関しては国語教授研究会での検討結果と不即不離の形だったのではなからうか。そのためか、審査会での委員一人一人の発言力、影響力は非常に大きなものがあつたが、仮名遣いに関しては委員から修正・訂正意見はみられなかった。唯一、公学校教科用図書審査会の第一回目（一九〇〇年七月九日）のはじめのところで、前田孟雄委員から「大体二於テ同意ヲ表スル」ので、「速ニ出版」して「実施セラレンコト」を希望した上で、次のようにあつた。⁸⁾

其賛成スル所以ハ此書ノ凡テ談話体ニ出来タルコト、発音通りノ仮名ヲ用イタルコト客觀的材料ヨリ入リタルコト（中略）内地ノ読本ニ比シテ特色アリ尚且編纂者ハ一己ノ意見ニヨラズ国語研究会ト国語学校第一附屬校ノ実験ヲ参考シテ編制セラレタルモノナレバ勿論之ニ同意ヲ表スル所以ナリ

すなわち、図書編纂が国語教授研究会などでの議論を踏まえたものであり、仮名遣いについても「発音通りノ仮名」、つまり表音式仮名遣いをきちんと取っていることに「同意」するとしたものである。前田が全委員の気持ちを代表する形で述べたものと思われる。

一・五 『国民読本』で用いられた仮名遣い

本教科書が日本の公的機関の編纂した教科書史上初めての表音主義で記したものであつたことは夙に知られているところである。『国民読本』が表音式を採つた理由は『台湾公学校国語教授要旨』（台湾総督府民政部学務課 一九〇〇年一二月）に明確に記されている。

此書、談話体ノ文ヲ記スルニハ、発音ト同ジ仮名ヲ用ヒ、普通文ヲ記スルニハ、從來襲用ノ仮名遣ヒノ法ニ従ヘリ。但シ、談話体ノ文ヲ記スルニ、古法ノ仮名遣ヒヲ用ヒザルモノハ、總テ談話体ノ文ハ、現時ノ言語ヲ口ニ発スルママニ書キ取ルベキモノナレバ、其ノ音モ亦現時口語ノママニ写スベキハ、無論ノ事ナルガ上ニ、本島ノ児童ニ対ヒテ、初メヨリ、同一ノ仮名ヲ、場合ニヨリテ兩様ニ読マシムルガ如キハ、至難ノ事ニ屬スレバナリ。(「読方科教授要旨」 國民読本編纂例 第九より)

ここには、談話体は「現時ノ言語ヲ口ニ発スルママニ書キ取」つたものであるから、その表記は現在の「口語ノママニ写」すべきである、という仮名遣いにおける表音主義の原理が提案されている。加えて、台湾人を対象とした教科書であることの性格を鑑み、「從來ノ襲用ノ仮名遣ヒ」は学習上「至難ノ事」であるとし、表音式を採つた理由としている。興味深いのは、「現時口語ノママニ写スベキハ、無論ノ事」とし、その上で「本島ノ児童」は「至難ノ事」であるからとしている点である。つまり、「國民読本」が台湾人用であるには違いないが、談話体を表記する際のあるべき姿として表音主義の原理がまず先に提案されているのである。

さて、『國民読本』の実際の仮名遣いの例を紹介しておく。

卷一第三課 コノヒトワ、カオオアラツテイマス。

卷六第九課 「遠足」 学校のせいとが、おおぜいこの山の上にて、いま、べんとおおたべています。

卷七第二課 「宮城」 まさしげワ、昔ノエライタイショオデ、天皇サマニ、チュウギオシタ人デアリマス。

助詞「は・を」がワ・オに(ヒトワ・カオオ)、「である」がテルに(アラツテイマス・たべています)、語中の八行音(「かは・おほせい」)がワ行音に(カオ・オオゼイ)、長音「べんたう・たいしやう」がベントオ・タイシヨオに、それぞれなっていることがわかる。これら『國民読本』の仮名遣いは、細部を対照させないが、小川の

提案のものと変わらない。したがって、長音について最終的に国語教授研究会が決議した「母音つヲ以テ書キ表ス」は採用されず、小川の提案した「其上ニ来ル音ノ韻に従テ記スル」形を採っている。なお、「決議」で示された、各行については「ゐ・ゑ・を」を用いるという点、また八行転呼音については、発音通り示すことは「当分ノ間見合スベシ」としている点も、上記の「アラツテイ(ヰ)マス」などから、『国民読本』では決議録とは違った表音式仮名遣いで示されていることがわかる。³⁾

ここまでは『国民読本』で表音式仮名遣いが採用される経緯を、特に「長音」表記を例に、台湾国語教授研究会、小川尚義・杉山文悟の論考、公学校用教科用図書審査会を通して言及してきた。この中で、『国民読本』の長音表記が決議案とは違った形を取っていることを指摘した。この齟齬は、決議案をまとめた町田則文の存在に関わっているのではないかと推測する。この決議案がまとめられたのは一八九九年一月、『教育時論』に掲載されたのは一八九九年一月、町田が国語学校校長を退任して東京女子高等師範学校教授に転任したのは一九〇〇年五月であった。一方、図書審査会が動き出したのは一九〇〇年七月であった。したがって町田は図書審査会には関与しなかったことになる。決議案が台湾内にとどまらず内地に伝えられたものであったが、町田の去った後、残った研究会の会員、そして編纂者である大矢・杉山、図書審査会の委員の合意で、『国民読本』の表音式仮名遣いが徹底されたものと思われる。この課題は改めて議論したい。

二 渡台前の杉山文悟の仮名遣いについて

以下では、杉山の著作物のうち、表音的仮名遣いの用いられたものを時代別にまとめる。杉山文悟の略歴は、酒

井(二〇一八b)に詳しい。埼玉県の初等師範学校へ進学し小学校の訓導補になるが、その後教師としての経験を積みながら、一八八六(明治一九)年二六歳の時に教師を辞め、東京の開発社で『教育時論』の編輯に携わる。これが教科書編纂者としての端緒となる。教職の一方、物理学や英語を学ぶ杉山の努力や力量を評価し当時開発社の社長だった田中登作が呼び寄せたものと思われる。田中は埼玉私立教育会設立者の一人で、設立当時浦和中学校長をしており、教育会常議員として教育会の中心的役割を果たした。杉山は教育会の特別会員の地位にあり、埼玉での教員時代から田中とは旧知の間柄だったと思われる^⑩。その後大日本図書株式会社に移り、渡台直前埼玉県視学官を務めている。

二・一 埼玉県教員時代

埼玉県児玉中学校を解職になるまでの間は、目立った著作はない。管見の限り、次の「こんやくんじろおのはなし」(埼玉私立教育会『埼玉教育雑誌』第七号 一八八四年四月)一点である。一八八三年に結成された埼玉私立教育会発行『埼玉教育雑誌』に掲載されたもので、立身出世のモデルとして郷里の紺屋軍次郎を採り上げた伝記的作品である。作品の前書きには、次のようにある。

勉強忍耐の人能く身を起す 左に掲けたる紺屋軍次郎の話は杉山文悟(本会特別会員)君の作りし所なり頗る教育上に裨益あるべき事実なれば掲げて修身口授の一助に供せんとするなり

杉山は当時児玉郡立中学の教員をしており、埼玉私立教育会には特別会員として参加していた。なおこの著作は、石井了一・石井福太郎編纂『家庭教育修身叢書』(目黒甚七発行 一八九四年再版)に、内容・表現が修正され漢字仮名交じり文で「紺屋軍次郎の話」として掲載されている。

さて、仮名遣いであるが、興味深いのは全文ひらがなで書かれている点、および表音式を意識した仮名遣いになっている点である(本論文末の原文を参照)。ただし全体をみると、まだ徹底した表記法になっていない。例えば、八行転呼音については、歴史的仮名遣いのもの、表音式で書かれたものが混在している。

いひ(言ひ)、おぼへたり(覚へたり)、かへり(帰り)など

あきないたり(商ひたり)、そなわりたり(備はりたり)

一方で、格助詞「を」「は」はすべて「オ」「ウ」表記である(「へ」は用例がみられなかった)。また、本稿で課題にしている長音については以下の通り、前母音に連続した母音の表記を採っている。そして長音の箇所の右側に傍線が引かれている。ただし、傍線が引かれない場合も散見される。この不徹底は前述の八行転呼音と同様である。

ぐんじろお(軍次郎)、ひきこおり(比企郡)、のお(農)、ぐんじろお(軍次郎)、こおき(剛気)、へんきよ

お(勉強)、もおけ(儲け)、おおく(多く)、よおやく(漸く)、こだまこおり(見玉郡)、ほんじよお(本庄)、

にちよお(二丁)、どおぐ(道具)、おおむね(概ね)、しよおがい(生涯)、ハリよお(八両)、にゆうひ(入

費)、しよくぎよお(職業)、五十りよお(五十両)、しよおじたり(生じたり)、もおけ(儲け)、おおきく

(大きく)、すうじゆうまん(数十万)、しよくぎよお(職業)、はんじよお(繁盛)、しよおじき(正直)

なぜ杉山はこのような方式を採ったのだろうか。「かなのくわい」は一八八三年七月、仮名文字団体が大同団結し組織されたものだが、主張を異にする月雪花の三部に分かれていた。雪の部をリードした三宅米吉が「かなづかひのこと」(『かなのまなび』第一号 一八八三年八月)で具体的に示した長音表記は、「お おく(多く)」「しよ おがく(小学)のように長音符を字間に置くものだった。また、「かなのまなび」第六号(「かなのくわい」機関誌 一八八四年二月)には、「ゆきのぶのとりにしらべいいん」の「かりにつくりたるもの」として仮名遣い案

が示されている。ただこれは「かならずしもこのかきかたにしたがうにおよばず」として暫定案として示したものだ。長音表記は、「お お きい」「ち いさい」のように「ふたつのもじのあいだのみぎがわに（ ）このしるしをつけてあらわす」としており、三宅の示した案を踏襲している。

ところで、『埼玉教育会雑誌』第一号（一八八三年一〇月）には「今雪ノ部ニテ定メタルぶんのかきかたヲ得タレハ之ヲ本誌ニ掲ク」として、「ぶんのかきかた」が示されている。「かなのくわい」は一般人の入会、地方支部の設置を目標としていたこともあり、「かなのくわいあん」が埼玉私立教育会の中にも相当数いたものと想像される。したがって、埼玉私立教育会においても、全国的な「かなのくわい」の展開に準じた動きが取られ、第一号に「ぶんのかきかた」の採録となったものと思われる。

ここでは長音についてのみ示すが、実際には長音符の示し方は三宅や取調委員のものとは若干違った。

ながおん わ もじ の した に その ぼいん の もと（あ い う え お）お かき その ふたつ の もじ の あいだ の みぎ に （ ） この しるし を つけて あらわす、たとえば おおきい ちいさい かあああ ちゆう ちゆう

「雪ノ部ニテ定メタルぶんのかきかた」と言いながら、長音符がスペースではなく文字の右側に振られている。

なぜこのようになったのか不明であるが、単純なミス、ないしは印刷上の理由といったことも考えられようか。杉山の長音符の示し方は『埼玉教育会雑誌』の第一号に示されたものと同様であった。これは一教員である杉山の独創というよりこの第一号の仮名遣いに做った結果と考えた方がよさそうである。

二・二 『教育時論』 編輯時代

杉山文悟は、一八八六(明治一九)年七月開発社に採用され、『教育時論』の編輯に従事する。『教育時論』に掲載された杉山の執筆が明らかかな著作物には、翻訳、演述筆記、理科、農業、教育関係などの論考があるが、いずれも歴史的仮名遣いで書かれている¹⁾。杉山は開発社に一八九五年まで在職するが、一八九一年以降に『教育時論』での執筆はみられない。

ところで、『教育時論』には「雑記」欄に「かなづみ」という、個人的な意見や感想、紹介などを仮名書きで記した記事がある。これには歴史的仮名遣いのものと表音式のものがあったが、またその執筆者は「こにし」の「ぶはち」と実名が書かれている場合もあれば、「こ」の「と」匿名で書かれる場合があった。「こ」の「は」「こにし」と「ぶはち」の頭文字を取り「こ」の「と」示したものである。その中に、「ぶらんこ」「こま」という署名のある記事(六五号 一八八七年二月)があった。この「かなづみ」には「すぎやまぶん」という名前は出てこないが、「こま」は「ぶん」「の」「こ」と、「すぎやま」の「ま」を取り「こま」としたのではないかと想像できる。

さて、この記事はひらがな書きで表音式となっており、これが杉山の執筆とすると、杉山の『教育時論』での仮名遣いの取り扱いを確認できることになる。この文章はぶらんこの原理を説明したもので理科的内容となっている。冒頭の一節を掲げる。

ぶらんこ

こま

ぶらんこ に のーつて おる ひと が これ お だんだん と おーおきく ふる こと わ どーおして できるか、はたらき と はんどーお と わ ひとしい から できそーお に おもわれんがどーおいう わけ である か と うたがう ひと が あります、この うたがい お こに と き

ましーよう、 はたらき と はんどーお と わ ひとしい ゆえ こぶね に のーつて おる ひと
 が これ お おして まえ の ほーお え すすめる こと わ できません が かしこ これ お
 ゆりつごかす こと わ できます、

長音に注目すると、「おーおきく・どーおして・はんどーお・できそーお」などの前の母音を続けるものと、「と
 きましーよう」のようにそれに従わない例がみられる。また、文字と文字の間に長音符「ー」が挿入されるが、
 「ひどしい」のように長音符がない場合もみられる。全文から長音の例をすべて挙げれば次の通りである。

おーおきく (大きく) 二回 (おーおきい) (大きい) 、どーおして (どうして) 、はんどーお (反動) 二回、
 できそーお (できそつ) 、どーおいう (どういう) 、ときましーよう (解きましゅう) 、ひどしい (等しい) 、
 ほーお (方) 七回、つごかそう (動かそう) 、ぢーゆ しん (二回) 、ぢーゆつしん (二回) ・ぢーゆーんし
 ん・ぢーゆーうしん (重心) 五回、ゆこつ (行こつ) 二回、だせい (惰性) 二回、へいきん (平均) 四回、
 とーおり (通り) 、ひいたり (引いたり) 、じーゆーうりょく (重力) 、よーおに (よーように) 二回、とー
 おぎかる (遠ざかる) 、きーゆーうに (急に) 、という (〜) と言つ

基本的に長音表記は、前の母音に続く音を示すとともに長音符「ー」を加える形であり、長音符の位置が上述の
 三宅などの示した字間の右側置くものとは異なっていることがわかる。

杉山のこの時期の長音表記全体の議論は別にすることとし、ここでは才段に続く場合を取り上げれば、「ときま
 しーよう・つごかそう・ゆこつ」は、長音符がいずれもなく、「ときましーよう」の長音符は拗音に付けられたも
 の、長音としての取り扱い意識がなかった可能性がある。この取り扱いは、「ひどしい」のイ段、「だせい」のエ
 段にもみられる。なお、ウ段は「じーゆーうりょく・きーゆーうに」のように長音符があるが、「重力」の場

合、長音符のある「ぢーゆうしん」と、長音符のない「ぢーゆうしん」もみられ、揺れていることがわかる。

杉山の長音以外の表記について補足すれば、助詞「は・を・へ」は、「を」が例外的に一例「を」となっている以外すべて「わ・お・え」で統一されている(「わ」二五例、「お」二八例、「え」三三例)。同じく『教育時論』雑記欄の「かなぶみ」に掲載された田中登作の「フウゾク カイリヨウ」という記事(六四号 一八八七年)は表音式を意識した片仮名書きで執筆されている。これを見ると、田中は助詞「は・を」は「ワ・ヲ」となっており、「へ」は用例が見られないので不明だが、助詞「を」の扱いが杉山と違っていることがわかる。三宅の「かなづかひのこと」、及び「かなのくわい」雪の部の仮名遣い案を示した文章では助詞「は・を」は「ワ・ヲ」であり、田中はこれを踏まえたものと思われる。杉山はこの点、「こんやぐんじろおのはなし」、「ぶらんこ」と、一貫して「オ」を使っており、杉山のより表音式を意識した姿勢が指摘できる。

なお、この『教育時論』編輯時代、杉山に出版物が数点確認されているが、漢字交じりの歴史的仮名遣いを用いた表記であった。¹²⁾

二・三 大日本図書株式会社・埼玉県北足立郡視学時代

一八九六(明治二九)年二月大日本図書株式会社編輯を嘱託し、一八九七(明治三二)年四月辞職し、埼玉県北足立郡視学官を務める。一八九九(明治三二)年四月の渡台までの三年ほどの間については、雑誌等への寄稿は管見による限りみられない。¹³⁾

三 『台湾教科用書国民読本』の仮名遣いの評価

領台当初の教育状況について、伊沢修二は「教授法も教科書も全然ないのであるから、(中略)教科書編纂と教科書使用とは同時であつて、編纂しては教へ、教へては編纂するといふ有様」だったことを回顧している。台湾総督府はこのような状況の中、『日本語教授書』(一八九三年)をはじめ国語読本、教授参考書、台湾語会話入門などを矢継ぎ早に編纂している。内地で未だ定まった正書法がない時期に試みられた仮名遣いは確かに試行錯誤であつたと思われる。中田(二〇〇二)は、『日本語教授書』の仮名遣いについて、助詞「は・を・へ」について「は・を」は歴史的かなづかい、「へ」は表音式、合拗音「くわ・ぐわ」・四つ仮名「ぢ・づ」は歴史的かなづかいと表音式が混在、語中八行音・ワ行音は例外を除き表音式、長音は基本的には長音符で示されるなどの特徴を確認している。表音式に關し一定の基準を構築しようとした点は意義深いが、この時点での取組は日本語の教授上のより効果的な仮名遣いを模索した過程であり、「表音主義」を理論的に構築した上で体系的に描いた結果ではなかつたことを指摘した。伊沢は前述の回顧録の続きで、次のように述べている。

併し私がやつたのは、最初は、先づ易いものでやつて、順次に本国に行はれて居るものを維持して置く方針で有りましたが、其の後になつて、又少し極端に行たか知りませぬ、手爾遠波まで所謂発音式と称するものに改め、其れが今日此の地に用ひられて居りますが、これは甚だ不都合であると存じます、

つまり、伊沢は公学校で用いられる教科書の表音式表記が『国民読本』の巻一二まで用いられるとは想像しておらず、あくまでも表音式は教授上の便宜として導入期に用いる表記法だった、と批判したのである。既述の『台湾公学校国語教授要旨』には、「此書、談話体ノ文ヲ記スルニハ、発音ト同ジ仮名ヲ用ヒ、普通文ヲ記スルニハ、從

来襲用ノ仮名遣ヒノ法ニ従ヘリ。」とあり、「台湾公学校」で教授される国語には普通文があり、そこでは歴史的仮名遣いを用いることになるということを述べたものである。この『国語教授要旨』は『国民読本』がまだ巻五までが脱稿された時点での発行であり、¹⁵⁾巻が上がるに連れ普通文の文章を歴史的仮名遣いで記す予定であつたことが示されたとも考えられる。この執筆者が誰であるのかわからないが、総督府関係者であることは間違いない、伊沢の考えは教科書編纂に関わる総督府民政部学務関係者の間で一定の共通認識があつた可能性がある。

当時現場で実際に教育にあたつた吉野秀公は次のような指摘をしている。¹⁶⁾

国民読本は其の仮名遣ひに表音仮名遣を採用されてゐて便利であると云へば便利であるが実際には適用しないので明治三十五年の頃から教育実務家の中にも之を非難するものが多かつたが大正二年公学校用国民読本の編纂さるる迄之を使用した。

「実際（の文書を読んだり書いたりする場合）には適用しない」と述べ、「非難するものが多かつた」と述べているのだが、日本での正書法が歴史的仮名遣いであり、台湾で発行される新聞等すべての文書が歴史的仮名遣いで記され、中等学校に進学する際に子どもたちはそれまで学んだ仮名遣いを放擲し改めて仮名遣いを学ぶ必要があつたことが背景にある。また、内地旅行などで目に触れる、仮名の書き方、送り仮名、振り仮名などの乱雑な用い方に公学校で学んだものは大いに疑惑を感じたという意見もあつた。¹⁷⁾

このような論調は台湾の有識者にも潜在的にあつたはずであり、国語学校教授渡部春蔵は「仮名遣に就きて」（『台湾教育会雑誌』三三二号 一九〇四年一月）で、日々の新聞書物が歴史的仮名遣いであるならその準備が必要であること、表音式は過去の文化を顧慮しない書き方であること、小学校で学ぶ歴史的仮名遣いと違つことなどから、公学校においても「或る期間以上は歴史的仮名遣を教授されたい」と述べている。ただこれは審査会の一員で

もある前田孟雄が「台湾に於ける国語仮名遣法を一定するの必要なきか」(『台湾教育会雑誌』三一号 一九〇四年一〇月)という投稿に便乗して本意を述べたものであった。この後前田の反論にあり、渡部は口をつくむことになる。前田の真意は、公学校と小学校の仮名遣い法が違つのは「奇妙の現象」であり、公学教育の信頼を失つことになるというのが論点であり、むしろ中等教育を含め社会全体に正書法を表音式で一環したいという思いがあった。前田は渡部への反論をその後の『台湾教育会雑誌』で展開しており、ホイットニー、上田万年の考え方を引きながら、歴史的仮名遣いが幾千年の歴史があるうがそれ自体に絶対的価値があるのではなく、むしろ歴史的仮名遣いが依拠する平安朝の仮名遣いは当時の口語や口語法にしたがつて書されたものであり、現代は現代のものにしたがつることこそ、国語研究会員の真意であると述べている。¹⁸⁾これを補足するように小川尚義も「仮名遣ノ改正ヲ目下ノ急務デワアルマイカ」(『教育時論』三九号 一九〇五年六月)で、歴史的仮名遣いを学ぶのに費やすものを金高に換算したらいくらぐらいになるのかと揶揄した意見を述べている。

小川や前田のような表音式仮名遣いを主張する意見が、少なくとも台湾における第二期公学校用国語教科書が公になるまで台湾教育会を席卷していたものと思われる。一九二二(大正元)年公学校規則の改正に伴い『国民読本』は、『公学校用国民読本』全二巻として装いを全く新たにし発行されることになり、表記の点でも表音式仮名遣いから歴史的仮名遣いに変更されることになる。編纂趣意書(台湾総督府 一九一三(大正二)年七月)には、次のようにある。

第七節 仮名遣法

一、旧読本ニ於テハ一切ノ仮名遣悉く表音的ナリシヲ、本書ハ全然之ヲ廢シテ国語・字音共ニ皆歴史的仮名遣ヲ用フルコトトセリ。蓋シ従来表音的仮名遣ニ拠リシハ、一方ニ於テハ兒童学習ノ困難ト教師習熟ノ如何トヲ

慮り、他ノ一方ニ於テハ、当時小学校ニ於テモ或程度マデ表音的仮名遣ヲ用ヒシ事情ニ鑑ミタルモノナリ。然ルニ爾来教育ノ普及上進ト、小学校ニ於ケル仮名遣ノ復旧トハ、遂ニ今回革新ノ機運ヲ促成スルニ至リシモノシテ、国語ノ統一上社会ノ運用上必然ノ改正ナリト認ム。ここに至り、それまで小川尚義以下審査会のメンバーが描いた表音式仮名遣いの思いが潰えたことになる。

まとめ

杉山文悟は『国民読本』刊行後、一九〇五(明治三八)年八月三日付けで編修事務嘱託を解かれる。この間、台湾教育会の書記を務め台湾教育界と深く関わるが、帰国後も、二度編修事務を嘱託される。一度目は一九二二(大正元)年一月七日発令で民政部学務部勤務となるが、東京在勤の形を取っている。一月五日付け内申には次のようにある。

右八今般東京ニ於テ印刷可相成国民読本并ニ同掛図校正事務ニ従事セシメ度キニ付キ頭書ノ通り御発令相成候様致度別紙履歴書相添此段及内申ス

この嘱託は半年余りで解かれ、再度一九二二(大正元)年二月八日「編修ニ関スル事務」を嘱託される。これも二月一五日付け内申によれば、「国民読本、修身教科書及習字帳校正事務」に従事させるためとなっている。¹⁹⁾『国民読本』編纂の経験と人望により、第二期「公学校用国民読本」そのほかの校正のために東京在勤で嘱託されたものであろう。ただ、校正をするべく嘱託された「公学校用国民読本」は前述の編纂趣意書にみるとおり、歴史的仮名遣いで書かれたものであった。杉山はどのような思いで校正に務めたのか。

本論では杉山の渡台前の表音式仮名遣いをういた著作を分析してきたが、台湾での国語教科書を編纂する上で、

前述の『台湾公学校国語教授要旨』が「口語ノママニ写スベキハ（中略）同一ノ仮名ヲ、場合ニヨリテ両様ニ読マシムルガ如キハ、至難ノ事ニ属スレバナリ」という認識の上で表音式を導入しようとした経緯を考えれば、杉山の表音式仮名遣いの実作経験は編纂者として期待されたものと考えられる。対照的なのがもう一人の編書事務嘱託の大矢透であった。大矢は一九〇一（明治三十四）年八月に『国民読本』編纂途中でご用済み解雇となる。この事情は不明だが、表記に関わっていえば、大矢は必ずしも、小川尚義以下の表音式仮名遣い派とは相容れないものがあつたのではないかと考える。渡台前『教育時論』「文芸欄」「かなぶみ」に「かなのくはいあん」として「お おや」と「おる」の名前で「かなぶんのかきかたをしんぼさする」つのでだて（八三号 一八八七年八月）という一文を寄稿している。「かなぶみ」の欄であり仮名書きで記されたものだが、長音符を用いている点などに工夫が見られるものの、歴史的仮名遣いを基本とする表記法となつて²⁰いる。仮名遣いに関して「ぶらんこ」を表音式で書いた杉山と大矢には渡台前から立場の違いがあつたことになる。渡台後も杉山が台湾国語研究会に積極的に関わり、講演録『仮名文ノ書キ方ニ就キテ』が記念すべき『台湾教育会雑誌』第一号に採録された一方、大矢は台湾においては仮名遣いに関する著述、発言はみられなかつた。

杉山は既述の「仮名文ノ書キ方ニ就キテ」の中で次のようにも述べている。

唯深く希望シテ止マザルワ、本島ノ女子トカ初学ノ人トカノ間ニ、専ラ仮名文ノ流行シテ、日常ノ用才為スニ至ランコト是ナリ。従来本島人ノ多数ニ、読ミ書キノ知識無キワ、原ト教育ノ普及セザルニ由ルナルベシト雖、簡單ナル文字無カリシコト、コレガ第一ノ原因タラズンバアラズ。故ニ仮名文字才普及セシメテ、婦女子ニ至ルマデ、日用才達スルノ自由才得シムルワ、本島人ニ対スルノ任、実ニ之ヨリ大ナルワ無カルベシ。

これは婦女子に至るまで仮名遣いによる読み書きができるようにする責任があると明言したものであり、杉山の

言語観、教育観がみてとれる。そこにはすべての台湾人が「日用才達スル」ためには教育をどうすべきかを考えた編纂者杉山の姿がある。「簡単ナル文字」である「仮名文字」の普及が教育上不可欠であり、そのために最も有効に働く仮名遣いとして完全な表音式仮名遣いがあると、台湾に渡り、確信したものと思われる。そして、それは、小川、前田をはじめとする台湾国語教授研究会、図書審査会のメンバーとの議論の中で、また『国民読本』の編纂の中で、「総て談話体ノ文ハ、現時ノ言語ヲ口ニ発スルママニ書キ取ルベキモノナレバ、其ノ音モ亦現時口語ノママニ写スベキ」という正書法の原理が杉山の中で明確になっていったものと思われる。²⁾

引用文献

- ・吉野秀公(一九二七)『台湾教育史』一九二七(昭和二年)
- ・吉野秀公(一九二七)『台湾教育史』一九二七(昭和二年)
- ・酒井恵美子(一九九八)『台湾教科用書国民読本』の編纂と公学校教科用図書審査会』『台湾総督府文書目録第五卷』ゆまに書房
- ・中田敏夫(二〇〇二)『台湾統治初期日本語資料におけるかなづかい』『地域語研究論集』二〇〇二年七月 港の人社)
- ・酒井恵美子(二〇一八a)『台湾総督府文書と日本語教育史研究』『台湾教科用書国民読本』の編纂を例に』『台湾総督府文書の史料論』(社研叢書四三三) 中京大学社会科学研究所
- ・酒井恵美子(二〇一八b)『植民地台湾における教科書検定の性格』明治三〇年代公学校用図書審査より』『台湾総督府の統治政策』(社研叢書四四四) 中京大学社会科学研究所

注

- (1) 台湾総督府民政部学務課は一九〇〇(明治三三)年三月公学校最初の国語教科書となる『台湾公学読本巻一』を発行した。この『台湾公学読本巻一』はその内容を全く同じにしたまま、『台湾教科用書国民読本巻一』として、一九〇一年に

巻二から巻六までとともに出版され、巻七・八・九は一九〇二年、巻十・十一・十二は一九〇三年にそれぞれ出版されることになる。

- (2) 『台湾総督府文書』は、台湾総督府の公文書のうちの基幹文書である『台湾総督府公文類纂』を指す。『台湾総督府事務成績提要』は、一八九五年から一九四〇年まで発行された施政上の参考資料である。『台湾教育会雑誌』は、一八九八年九月発足の国語教授研究会として始まり、一九〇一年六月台湾教育会に改称された機関が発行した雑誌である。第一号が一九〇一年七月に発行されている。
- (3) 『国語研究会会報第一号』、『国語研究会沿革』(一九〇〇年五月二七日)、『台湾教育会雑誌』巻一 一九九四年一〇月ひるぎ社所収)による。
- (4) 第七回研究会 一八九九年一月(吉野(一九二七)『台湾教育会』一七〇頁)による。
- (5) 注3に同じ。
- (6) 中澤信幸「小川尚義の著作に見る国語意識」(『社会文化システム研究科紀要第11号』山形大学大学院、二〇一四)に詳しい。
- (7) 酒井(二〇一八b)による。
- (8) 酒井(一九九八)による。
- (9) ほかの例を補足しておく。
- 「蒸」；コレワ、今、蒸気車ガ、走ッテユクトコロノ、エ(エ)デアリマス。(巻七第二三課「蒸気車」)
- 「を」；クチトアギデ、ミスオソンドリハイタリシテ、ヒレトオ(ヲ)デ、オヨギマワリマス。(巻三第一四課「ウオ」)
- 八行「笑ふ」；保己一ワ、ワライ(ヒ)ナガラ、「アカリガナケレバ、本ガ見エマセヌカ、(巻八第一八課「保己」)
- 「洗ふ」；ケガオシテ疵ノデキタトキワ、スグニ薬オツケテ、洗ウ(フ)ガヨイノデアル。(巻一第一七課「ベスト病」)
- (10) 田中登作の経歴は、佐野幹『文部省編『高等小学読本』(一九八八)「恩義ヲ知りタル罪人」の教材化に関する研究』、『読書科学』五七 一一二(二〇一五年七月)に詳しい。
- (11) 翻訳として、『珊瑚島中実驗ノ記』(六三三号・六五号 一八八七年一月・二月)、『教育略史』(六七号・六九号・七二号・

- 七五号 同年二月・三月・四月・五月)、「人類ノ脳重」(八四号 同年八月 米国医学博士ジヨセフ、シムズ著)、「植物研究ノ枝折」(二四五号・一五二号 一八八九年四月・六月)、「小学教師ノ準備」(第一五二号 同年七月)、「師範学校」(二〇三号 一八九〇年二月)、「学校教育と生徒の心身発達及健康との関係」(二〇七号 一八九一年一月)がある。演述筆記として、西村茂樹先生演述杉山文悟演述「日本道德論」(六二号・六三号 一八八七年一月)がある。杉山の論考として、「化学の大意」(一八八八年一月)、「農業教育」(二三五号 一八八九年一月)、「埃及古代ノ教育」(一六六号 同年一月)、「師範学校に撰科を設くべし」(一九五号・一九六号 一八九〇年九月・九月)などがある。
- (12) ・『理科通志』(第五編)第二編 一八九〇年・一八九一年 普及舎) パツクレー原著、田中登作が校閲した翻訳書。
 ・『幼年宝玉』(二八八九年 普及舎) 田中登作が校閲。
 ・『尋常小学作文 第一 漢字交じり文(第一級)』(西村正三郎と共著 一八八九年)、『尋常小学作文 第二書牘文(第三級)』(村尾憶太郎と共著 同年)、『尋常小学作文 第三 書牘文 第四年級』(村尾憶太郎と共著 同年)、『尋常小学作文 第四 漢字交じり文(第四年級)』(西村正三郎と共著 同年)。
- (13) 渡台後の発行だが、渡台前に内地で執筆したと思われるものに、『国史通釈』(一九〇〇年一九〇〇年六月 国文社 杉山俊之助と共著)がある。
- (14) 『台湾教育に対する今昔の感』(『台湾教育』八〇・八一号 一九〇八年一月・二月)
- (15) 『台湾総督府事務成績提要 明治三三年度版』には、「公学読本ノ標題ヲ台湾教科用書国民読本ト改メ(中略) 卷二卷三卷四卷五同掛図二、三八既ニ脱稿シ(中略) 台湾公学校国語教授要旨(中略) ヲ出版セリ」と記されている。
- (16) 吉野(一九二七) 一九八頁
- (17) 『台湾教育会雑誌』 一八号「雑録」欄 「上游紀聞 新樹 (一九〇三年九月)
- (18) 前田の反論は二回に渡っている。「教育時論」再び仮名遣に就きて(三三三号 一九〇四年二月)、「再び仮名遣に就きて(承前)」(二四四号一九〇五年一月)
- (19) 台湾総督府文書二〇七三 二〇〇文書、二〇〇二 一五〇文書参照。
- (20) 一部抜粋して示せば次のようである。

わがくに にて げんじものかたり は ぜんご に なく よくできて ある と て もてはやしますも この
 ものがたり の できたの は く はんこ お(寛弘) の はじめころで この いぜんより ゐんな が ぶん
 など かくこと が りうか お しました うえに このころ は もつとも さかん になり(後略)

(21) 渡台後の杉山の著述には「台湾教育會雜誌」への投稿が多数ある。「杉山文悟」の執筆名のほか、「杉山懸空・杉山峯軒」などのペンネームで、「時論一斑・雜録」中心に投稿している。この際、ことばに関する記事に限り表音式仮名遣いを用いており、それは表音主義を主導してきた自らの立場を意識したものだと思われる。例えば、「東洋の普通語」(七号一九〇二年一〇月)には、「今日世界の言語わ、如何なる言語であるかといわば、英語であると答えなければならぬ。而して此の普通語わ、英国が富強であつたが為に成りたつたのか(後略)」というものである。また、杉山は「國民読本」の編纂以外に、民政部総務部学務係からの要請で『國民読本』と同じ表音式仮名遣いを用いて「昔話第一 桃太郎」、昔話第二 埔里社鏡」を執筆している。台湾総督府民政部総務局学務課による前書きには、「此の書は本島の兒童をして教科書以外の読物を得しめんが為に前囑託杉山文悟及び雇員白陳発をして編せしめたるものなり 明治三八年一〇月」とある。奥付は「明治四〇年五月五日発行」となっている。冒頭部を紹介しておく。

昔話第一 桃太郎

ムカシ ムカシ、大ムカシ 或 トコロ に オジイサント オバアサン ガ 住ンデ イマシタ。アル 日 オジ
 イサン ワ 山 エ 薪 オ 取り ニ ユキ、オバアサン ワ 川 エ センタク ニ ユキマシタ。

昔話第二 埔里社鏡

ムカシ ムカシ、埔里社 ニ 或 夫婦 ノ モノ ガ スンデ イテ、ソノ 夫 ワ ヨク 家業 ニ 精 オ 出
 シ、又 妻 モ 賢イ モノ デ ヨク 夫 ノ 助ケ オ シタ ユエ、ダンダン 家 ノ タクワエ モ フエ
 テ、何 一ツ 不自由 ナク クラシ ガ デキル ヨオ ニ ナリマシタ。

付記

本稿は、科学研究費「台湾総督府文書を基礎資料とした日本語教育政策に関する研究」(代表・酒井恵美子 課

題番号一九K〇〇七四八 基礎研究(c) 二〇一九～二〇二二による調査研究に基づく。

参考

くんや くんじろおのはなし
 くんじろお わ せい なかむら ちちお ばんしちと いひ ぶんか 十二ねん 十二くわつ 七にち むさし ひきこおり
 ふるさとむら に うまる いへ だいだいの お お なりわいとせり ぐんじろお うまれつき こおき にして
 ちちの ろく お しよくするおころよし とせず つねに ひとりだちの ころざし あり 十七さいの
 とき いへお いでしよしよの くんやに いたり みづから その やとい となり べんきよお すること 五六
 ねん まつたく いとそむわざい お おぼへたり よつて いへに かへり みうち の たすけ おえて くんや お
 はじめたり されど いろいろの ふべん ありて もおけ も ころの ことく ならず ふたたび いへお
 でおおくの くにくにお へめぐり そのあいだ あきびと となり また ひとの めしつかいと なり よろづ
 からき わざい おなし よおやく のんど お うるおしたり されば ときによりて わのやまに ねふし
 また あるとき わ ふつかのあいだ しよくもつ お ゑさる こと も ありたり ついに めぐりて むさし こだま
 ごおり ほんじよおに いたり うおるい お あきない たり されど いわし 二十四五ひきの あたい わづか二
 三せん ほどの ことなれば なかなか これにて もとで お うる に たらす ことも わ うゑて ひざにな
 き つま わ つかれて ところ に ふし さらば せんすべ も なかりしが さいわい ひとの たすけ ありて え
 きの みなみ しんでん に いへ お かまへ ころに くんや お はじめ はたらく こと 一ねん ばかりや
 やにちよおの どおぐも そなわり たり しかるに たまたま ひのえむまの とし くわさい あり かげいの
 こらず はいけむりと なしたり もとより ほそき もとで なれば いまわ いかんとも なす あたわす しかれど
 も みづから おもえらく われとし すでに 三十に あまれり しかして その すぐるころ おおむね ひと
 につかわれ たり いま にして たつ あたわす ば しようがい また やすむとき なるべし いのちの あらん

かぎり わが こころぎし わ かゆまじ と こころ に ちかい ふたたび ところところ の みうち に たすけ
 おこひ 八りよお の かね お えたり これにて かねこれの にゆうひ お すまし やけのこりの かめなど
 あつめ わづか に いぜん の しよくぎよお お つげりの ち しんく すること 二三ねん すこし も りえきな
 く かへつて 五十りよお ばかり の かりきん お しようじ たり されど なお くつせず ひめもす いとおし
 ぼり かたわら あいだま の あきない おも なしたれば 五六ねん に して かりきん も すみ やや もおけ
 お みる に いたれり これより ちからづき ひるよる おこたらず はたらき ければ しいに りえき も おお
 きくなり いま さんの たか わ すつじゆつまん に のぼりたり おきな わ ことし 七十二さい ことも 六
 にん まご 十一にん ひこ 二にん あるもの わ ほかに ゆき あるもの わ いへに おれり また はしため
 しもべ あわせて 八にん あり しいに しよくぎよお も はんじよお なし いささかの ふそくも あるこ
 と なし かくて いまの しんたいに いたり たる わ たた しようじき お まもり て はたらき たる のみな
 りと いふ